

小学生・中学生の保護者の皆様へ

子どもが学校でケガをした！ そんな時は……学校でケガをした時の医療費の給付制度があります。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」

横浜市立小・中学校では、学校管理下で発生した児童生徒の負傷等に対して、その医療費等が給付される「日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度」に加入しています。

学校管理下のケガで医療機関等を受診した場合は、この制度を利用して医療費の請求をしてください。

学校管理下とは

- ・始業前、休憩時間、昼休み
- ・授業中（各教科、遠足、修学旅行など）
- ・課外指導中（部活動など）
- ・通常の経路及び方法での通学中（登校中、下校中）

★学校で児童生徒が負傷等をして、医療機関・調剤薬局等を利用した場合★

治療が完了するまでに医療機関・調剤薬局等で支払ったすべての医療費の自己負担額（保険診療分）の合計金額が…

1,500 円以上ある
(保険診療点数 500 点以上)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象です。

医療機関等の窓口で、医療費の自己負担額をお支払いください。
※「横浜市小児医療費助成制度」は利用しないようお願いします。

学校を通じて、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ給付申請の手続きを行う。

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当

いいえ

日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

1,500 円未満だった
(保険診療点数 500 点未満)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象にはなりません。

横浜市小児医療証が交付されている方は、横浜市小児医療費助成制度をご利用ください。

※詳しくは、「横浜市 健康福祉局 小児医療費助成制度」のホームページをご確認ください。

※災害共済給付制度の申請対象の負傷等により医療機関で受診し、自己負担額が 1500 円以上あるが、横浜市小児医療費助成制度を利用した場合は、保険診療の 1 割分については、日本スポーツ振興センターに、請求することが可能です。

この場合、通院 1 回につき 500 円までの一部負担金（小学 4 年生以上の場合）及び、保険診療の 1 割が加算された額が給付されることとなります。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ申請するメリットは

- ① 医療費の自己負担額（保険診療分 3 割）に 1 割加算され、4 割給付されます。
- ② 負傷等の初診から最長 10 年間申請できるため、高校に進学したり、市外に転出したり等で、横浜市小児医療費助成制度対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能です。